

習志野市農業委員会総会議事録

平成27年第9回習志野市農業委員会総会は平成27年9月25日（金）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時より

1. 委員の出欠席 17名中 15名出席 欠席 1名

※ 15番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 三代川 正夫	2番 三橋 喜左衛門	3番 三代川 彦博
4番 合間 正秋	5番 立崎 誠一	6番 伊東 壽
7番 三橋 武夫	8番 葛城 芳一	9番 相原 和幸
10番 伊藤 和彦	11番 飯生 良	12番 田久保 征夫
13番 小川 孝雄	14番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 1番 三代川 正夫 2番 三橋 喜左衛門

1. 議案審議結果

上 程 5件 承 認 5件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午 前 10時30分

1. 付議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2－1号 平成27年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について

議案第2－2号 平成27年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について

議案第3号 生産緑地のあっせんについて

議案第4号 習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について

報告案件

- ・報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- ・報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

議 長	皆様、お忙しいなか、ご苦労さまです。 只今より平成 2 7 年 第 9 回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の欠席委員は 2 番、葛城 芳一 委員より 欠席の報告をいただいています。 よって 1 名の欠席者と 1 名の欠員を含め 1 7 名中 1 5 名の出席であり、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会総会会議規則」第 2 6 条の規定により 議長より指名させていただきます。 1 番 三代川 正夫委員 2 番 三橋 喜左衛門 委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の議案の上程件数は 5 件、報告案件が 3 件でございます。 なお、会議に先立ち一言私から申し上げたいことがございます。 9 月 1 1 日に、茨城県や栃木県が何十年ぶりかの大雨に 見舞われ、その結果鬼怒川の堤防が決壊し多くの住民の方々が 被災され、その状況が T V 等で報道されました。 被害にあわれた方々に対し農業委員会から心よりお見舞いを申し 上げるとともにまた、農業被害にあわれた農業者の皆様に対して も同様にお見舞いを申し上げます。 これから秋も深まり、気温の寒暖の差が大きい時期に入ってきます。 委員の皆様方におかれましては、健康に十分留意されますよう お願いいたします。 農協法の改正とともに、農業委員会法の改正が、去る 9 月 4 日に公 布されました。 農業委員会法の大きな改正点の 1 つに、農業委員の選出方法が公選 制から市町村長による任命制へと変更になります。 詳しくは総会終了後、事務局より説明があるとのことですので よろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。
-----	--

	は配電用の施設又は電線を架設するための装置及びその装置を設置するために必要な道路等の敷地に供するため農地を農地以外にする場合は、農地転用許可は必要ありませんが、休憩所、トイレ等については、千葉農業事務所より農地転用の許可が必要であるとの見解により、●●●●より許可申請が出されたものであります。
議 長	事務局、ありがとうございました。 今回は、電気通信事業者である●●●●の鉄塔新設工事に伴い許可申請が不要な場合と、必要な場合があるとの説明がございました。 ただし、休憩所及びトイレを設置する場合には許可が必要とのことで今回申請されたとのことでした。
事務局	・・・休憩所・トイレ等の設置場所について資料により補足説明・・・
議 長	議案第１号の審議に入ります。 その他に意見等がありましたらお願いします。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。
立崎委員	案内図で位置が良くわからないのですが。
議 長	事務局、他に補足説明等あればお願いします。
事務局長	・・・図面により補足説明・・・
立崎委員	はい、わかりました。 鉄塔はあることはあるんですね。
事務局長	はい、ございます。今ある鉄塔を建替えなければいけないんです。建替える為には右側にある農地に仮設の鉄塔を一時、建てなければならないんです。 仮設の鉄塔に電気の配線を一旦もってきて鉄塔を建替えるということになります。そのためにこちらの農地が必要になるということになります。 電線は一つのラインになっていますので、どれも繋がっています。 県の見解は、鉄塔を新設する場所で機械を置いたり、そこに入る道については不要という扱いなんです、トイレと休憩所は許可申請をとりなさいということでしたので今回、一時転用の申請ということで出てきました。 トイレと休憩所がないと工事に支障が生じてくるかと思いますが、今回のよう

議 長	に場所が他で確保できるかということについても協議してきました。 他に意見がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第 1 号は 許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して 進達することに決しました。 事務局は、千葉県知事に対して意見書を附して進達を してください。 続きまして、議案第 2－1 号 平成 2 7 年度習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について を議題とします。 それでは、事務局から議案の朗読をお願いします。														
事務局長	議案第 2－1 号 平成 2 7 年度習志野市農用地利用集積計画第 2 号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より 農用地利用集積計画第 2 号（案）の提出があったので意見を求める。 平成 2 7 年 9 月 2 5 日提出 1 申請地の所在、面積 <table><tr><td>習志野市●●●丁目●●●番</td><td>●●●㎡</td></tr><tr><td>習志野市●●●丁目●●●番●</td><td>●●●㎡</td></tr><tr><td>習志野市●●●丁目●●●番●</td><td>●●㎡</td></tr><tr><td>合 計</td><td>●●●㎡</td></tr></table> 2 権利の内容 使用貸借権設定 3 申請者住所、氏名 <table><tr><td>譲受人</td><td>習志野市●●●丁目●●番●号</td><td>●●● ●●</td></tr><tr><td>譲渡人</td><td>習志野市●●●丁目●●番●●号</td><td>●● ●●</td></tr></table>	習志野市●●●丁目●●●番	●●●㎡	習志野市●●●丁目●●●番●	●●●㎡	習志野市●●●丁目●●●番●	●●㎡	合 計	●●●㎡	譲受人	習志野市●●●丁目●●番●号	●●● ●●	譲渡人	習志野市●●●丁目●●番●●号	●● ●●
習志野市●●●丁目●●●番	●●●㎡														
習志野市●●●丁目●●●番●	●●●㎡														
習志野市●●●丁目●●●番●	●●㎡														
合 計	●●●㎡														
譲受人	習志野市●●●丁目●●番●号	●●● ●●													
譲渡人	習志野市●●●丁目●●番●●号	●● ●●													

議 長	ここで、本議案について「農業委員会等に関する法律」第24条の議事参与の制限により、●番●●●●●委員の除斥を求めます。審議終了までの間、別室でお待ちください。 ●●●●●委員が退席する間、暫時休憩いたします。
事務局	・・・●●●●委員別室へ移動・・・・・・・・
議 長	休憩前に戻り会議を続けます。 続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。 なお、参考資料もありますので、合わせて説明を求めます。
事務局	・・・資料により詳細な説明・・・・・・・・
議 長	ありがとうございました。 この案件について、ご意見ご質問等のある方は挙手願います。
事務局長	・・・農地利用集積計画、貸借について説明・・・・・・・・
議 長	今回は●●の農地ですが、●●地区の、伊東 壽委員、何か意見とか、●●●●●委員について何かありましたら、お願いします。
伊東 壽委員	はい、譲受人の●●●●●さんと奥さんや家族と共に野菜作りについてとても熱心に取り組んでいます。学校の給食の納品なども10年以上きちんとされていて、今回の申請地の畑も含めまして、今後も農業経営をしていくにおいては、耕作面積の確保が必要だと思いますので引き続き更新が必要と認められます。 よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	今、伊東委員より、報告がありましたが、何かご意見ご質問等ありますか。いかがですか。 事務局にお尋ねいたします。 この案件について、補足説明等ございますか。
事務局長	期間が3年ですが、期間は10年まで使用貸借できるのですが、申請の内容は3年となります。

議 長	他に質問等が無ければ、採決いたします。 議案第２－１号の平成２７年度習志野市農用地利用集積計画第２号（案）について、ご異議なければ承認を求めます。 承認される方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第２－１号は承認されましたので、事務局は習志野市長に回答してください。 それでは、事務局●番●●●●●委員を席に案内してください。 それまでの間、暫時休憩いたします。
事務局	・・・●●●●●委員席に着く・・・
議 長	休憩前に戻り会議を続けます。 続きまして、議案第２－２号 平成２７年度習志野市農用地利用集積計画第３号（案）について議題とします。 それでは、事務局から議案の朗読をお願いします。
事務局長	議案第２－２号 平成２７年度習志野市農用地利用集積計画第３号（案）について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第３号（案）の提出があったので意見を求める。 平成２７年９月２５日提出 １ 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番● ●, ●●●㎡ ２ 権利の内容 使用貸借権設定 ３ 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●丁目●●番●号 ●● ●● 譲渡人 習志野市●●●●●丁目●●番●号 ●● ●●

議 長	事務局、ご苦労様でした。 続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。 なお、参考資料もありますので、合わせて説明を求めます。
事務局	・・・事務局資料により説明・・・・・・・・
議 長	次に、議案第２－２号の質疑に入ります。 質問等の有る方は、挙手願います。 質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第２－２号の平成２７年度 習志野市農用地利用集積計画第 ３号（案）について、同意される方の挙手を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、議案第２－２号は、承認されました。 事務局は、習志野市長へ回答してください。 続きまして、議案第３号 「生産緑地のあっせん」について を議題とします。 それでは、事務局から議案の朗読・説明をお願いします。
事務局長	議案第 ３ 号 生産緑地のあっせん結果について 所在地 習志野市●●●丁目●●●●番● 畑 ●●●㎡ 習志野市●●●丁目●●●●番● 畑 ●●●㎡ 習志野市●●●丁目●●●●番● 畑 ●●●㎡ 合計面積 ●, ●●●㎡ 申請者 習志野市●●●丁目●番●号 ●● ●● 買取希望価額 希望額 ●、●●●、●●●、●●●円 ㎡単価 約 ●●●,●●●円 坪単価 約 ●,●●●, ●●●円

議 長	用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率５０％、容積率１００％） 当初の申出事由（生産緑地の主たる従事者の証明） 平成２７年第４回総会（４月）において、議案第３号で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申請を受け審議した結果、許可相当と決したので証明書を発行した。 回答期限 平成２７年１０月２７日（火） 続いて、事務局より詳細な議案の説明をお願いします。 なお、参考資料もありますので、合わせて説明を求めます。
事務局	生産緑地法第１０条の規定に基づき、平成２７年８月５日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買取申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買取希望がありませんでした。 よって、同法第１３条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあつせんに努める必要があることから、農業委員会及びＪＡ千葉みらい習志野支店にあつせん依頼が来たものです。 １０月の総会で、あつせん結果の報告を求めることになります。
議 長	事務局、ご苦労様でした。質問等の有る方は、挙手願います。 荒原委員どうぞ。
荒原委員	はい、ここで建ぺい率が５０％とありますが、何か建物の制限があるのですか。
議 長 事務局長	事務局、補足説明等ありますか。 この地区は用途地域として、第一種低層住居専用地域で都市計画の中で位置づけられていますので高層住宅などは建てられません。 一般的に戸建住宅地としての位置づけで、建ぺい率５０％、容積率１００％となります。 今回の議案についてですが、これは生産緑地を解除するための手続でございます。生産緑地の主たる従事者が亡くなったとき、また、耕作できない重度の障害の状況になった場合や平成４年１１月の指定から３０年経過した場合は、生産緑地は解除できることになっています。 生産緑地の所管は都市計画課になります。まず都市計画課で公共的に使うところがあるかないか公的機関へ照会をし、無ければ次に農業者に買取り希望の

議 長	照会をすることで今回、農業委員会に依頼があったものです。 農業委員会とＪＡで買取り希望がなかった場合には、生産緑地を解除して一般の市街化農地となり一般の方が買取りできるということになります。 議案第３号の生産緑地のあっせんについては、来月の総会で買受希望者がいたか確認しますので、宜しくお願いします。
事務局長	続きまして、議案第４号 「習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について」を議題とします。 それでは、事務局から議案の朗読・説明をお願いします。 議案第４号 習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について 習志野市長より依頼があったので、委員の推薦について審議を求める。 推薦委員 ３名 任 期 １年間 期 間 平成２７年１０月８日～平成２８年１０月７日 現委員は、小川孝雄委員、三橋武夫委員、三代川正夫委員が務めておりますが、１０月７日をもって任期満了となるため、習志野市市有財産調査委員会条例第３条の規定に基づいて委員を推薦するものです。 農業委員会提出日 平成２５年９月２５日 以上です。
議 長	事務局、ご苦労様でした。 現委員は、小川 孝雄委員、三橋 武夫委員、三代川 正夫委員となっておりますが、本年１０月７日をもって任期が終了します。 「習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について」についてどの様に取りはからうか、お尋ねいたします。 どなたか、ご意見等のある方は挙手願います。 はい、三橋 喜左衛門委員。
三橋喜左衛門	現委員でお願いしたいと思います。

委員	
議 長	はい、荒原委員どうぞ。
荒原委員	習志野市市有財産調査委員会というのが良くわからないのですが。
事務局長	・ ・ ・ ・ 説 明 ・ ・ ・ ・ ・
議 長	三橋 喜左衛門委員から、現委員で推薦ではどうかとの意見がありました。 小川 孝雄委員、三橋 武夫委員、三代川 正夫委員 いかがですか。
各委員	はい。
議 長	議案第４号の採決に入ります。 議案第４号 習志野市市有財産調査委員会委員の推薦について、 現委員である小川 孝雄委員、三橋 武夫委員、三代川正夫委員を 推薦することに賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、小川孝雄委員、三橋武夫委員、三代川正夫 委員推薦することにいたします。 次に、報告第１号及び第２号の 「農地転用届出書の受理通知等について」 続きまして、報告第３号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について 何か質問等がございましたら挙手ねがいます。
立崎委員	はい。
議 長	立崎委員どうぞ。
立崎委員	先程、３号議案の生産緑地のあっせんについてで、農業に従事することを希望する者が、これを取得できるようにあっせんに努める必要があることから農業委員会に依頼したということでしょう、それに価格もかなり高額で設定されていますが

議 長	どういふことなのかわからないんですが。 事務局、補足説明などありますか。
事務局	説明させていただきます。 あつせんということになりますと、段階がありましてまず、公共では使う目的があるかどうかということで庁内で照会をし、公共では買取希望なしということでした。 次の段階で農業者で買取希望があるかないかということできています。 価格については、これはあくまでも希望価格でございます。
飯生良委員	農家で買う意思があるかどうかということで、価格については、ここで協議することではないんです。
議 長	よろしいですか。 他に意見がないようでしたら、これをもちまして、平成２７年第９回 習志野市農業委員会総会を終了いたします。